

令和2年度第1回総合教育会議
令和3年3月24日
市役所601・602会議室

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について

1	はじめに.....	1
2	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について.....	1
3	稲城市の取組状況について.....	5
4	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の必要性について.....	12
5	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の方向性について.....	13

1 はじめに

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりを目的として、平成29年4月1日を施行日として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置努力義務化がなされております。

本市においても、これまで地域とともに学校の運営を様々な制度を通じて行ってきたことから、コミュニティ・スクールの導入について検討を行う必要があります。

総合教育会議の中では、国の考えるコミュニティ・スクールの制度、本市で行ってきた取組、コミュニティ・スクール導入の必要性、導入する場合の方向性についてご意見をいただくものです。

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づき、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、学校に設置するものです。

(1) 役割

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）では、以下のとおり学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができることとされています。（国ホームページを引用）

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(2) 構成委員

- ① 対象学校の所在する地域の住民
- ② 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- ③ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- ④ その他当該教育委員会が必要と認める者

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(3) 設置状況

学校運営協議会の設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、努力義務となっており、全国の状況は令和2年7月1日現在以下のとおりです。

① 公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入率

・全国 27.2% ・東京都 24.1%

② 東京都26市のコミュニティ・スクール導入状況

12市

※ 未導入市：14市（武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、東村山市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市、羽村市、あきる野市及び西東京市）

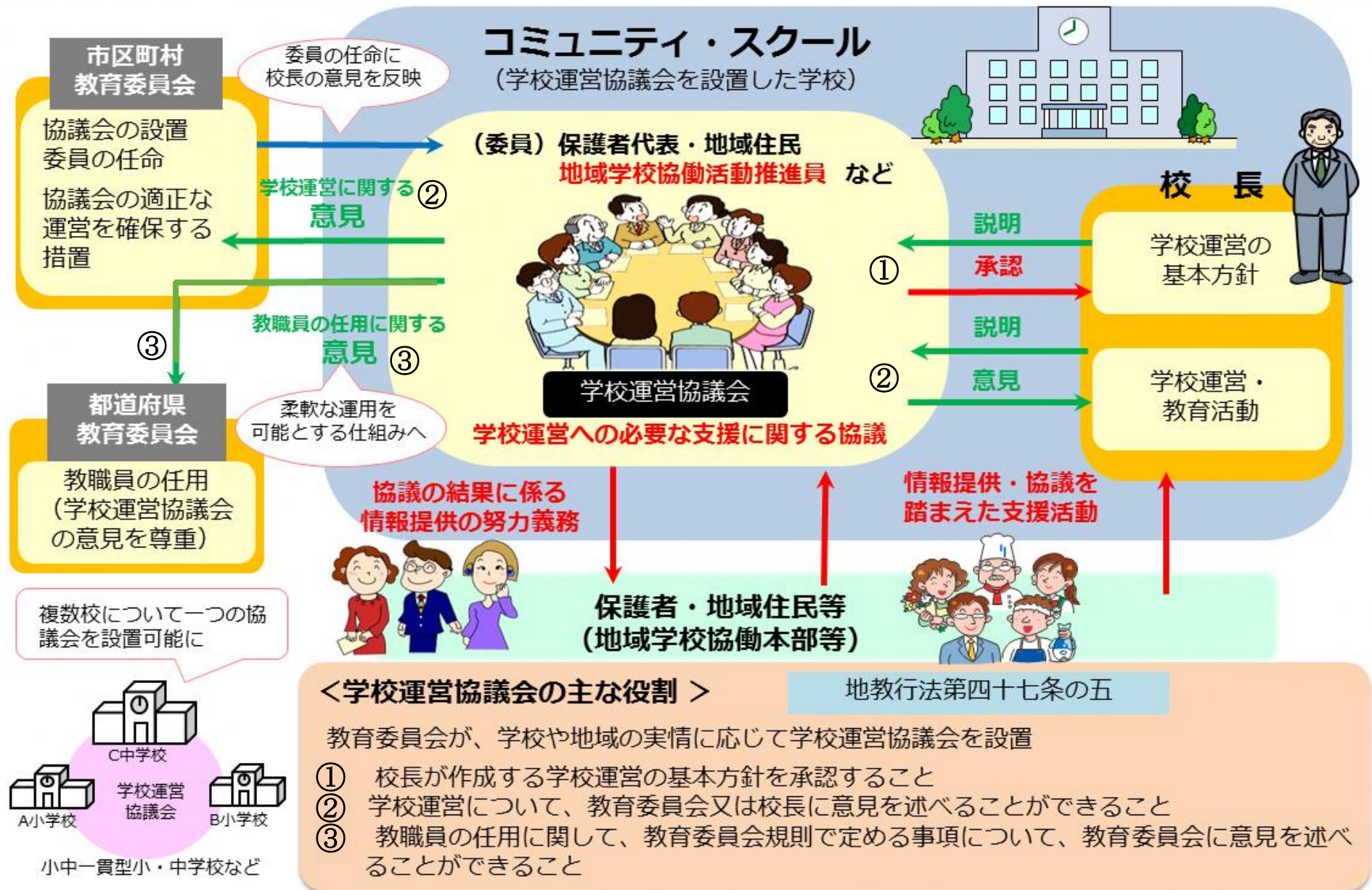
※ 青梅市、町田市及び西東京市は令和3年4月1日に導入予定

③ 東京都23区のコミュニティ・スクール導入状況

11区

※ 未導入区：12区（中央区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、中野区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区及び江戸川区）

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



3 稲城市の取組状況について

現在、稲城市では学校運営協議会を設置しておりませんが、学校では主に以下の組織等と連携し、いただいたご意見等を通して地域に根ざした学校づくりに取り組んでおります。

(1) 学校運営連絡協議会

① 設置目的

地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校を目指すもの。

② 事業開始年度

平成20年度

③ 構成

学校ごとに10人以内で設置

当該学校の教職員以外の者で、校区内を中心にできる限り幅広い分野から教育に深い理解及び識見を有する者で構成

④ 設置根拠

稲城市立学校の管理運営に関する規則

稲城市立学校運営連絡協議会設置要綱

⑤ 報酬

なし。

⑥ 主な事例

土曜授業日等を活用し、午前中に授業参観や学校行事視察を行い、その後協議会を実施する。

○稲城市立学校運営連絡協議会設置要綱（平成20年4月1日稲城市教育長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、「稲城市立学校の管理運営に関する規則第12条の4」に基づき、稲城市立学校学校運営連絡協議会（以下「学校運営連絡協議会」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役割）

第2条 学校運営連絡協議会の役割は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 校長は、学校運営に関し、自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について、学校運営連絡協議会委員（以下「委員」という。）に意見を求めることができる。
- (2) 学校運営連絡協議会は、校長の学校運営を支援するものであり、次の役割を担う。
 - ア 校長へ保護者や地域住民の意向を伝え、学校運営への反映に協力する。
 - イ 地域に根ざした学校運営への支援のため、保護者や地域住民の協力を得る。

(委員の数等)

第3条 委員の数は、学校の実態に応じて原則として10名以内とする。

2 委員の委嘱は、次の各号によるものとする。

(1) 委員は、校長の推薦により教育長が委嘱する。

(2) 校長は、当該学校の教職員以外の者で、校区内を中心にできる限り幅広い分野から教育に深い理解及び識見を有する者を選考して推薦する。

3 委員の任期は、次の各号によるものとする。

(1) 任期は、委嘱の日から当該年度末までとし、3年を限度として再任することができる。ただし、校長が特に必要があると認めて教育長の承認を得たときは、3年を超えて再任できるものとする。

(2) 教育長は、特に必要と認めた場合は、前号の規定にかかわらず任期満了前に委員を解任することができる。

(3) 委員に欠席が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 学校運営連絡協議会に、次の各号に掲げる役員を置くものとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は校長とし、副会長は委員の中から選任する。

(会議)

第5条 校長は、学校運営連絡協議会を概ね年間3回開催し、これを主宰するものとする。

2 学校運営連絡協議会は、原則公開とする。ただし、プライバシー等にかかわる内容を協議する場合には、校長の判断により非公開とすることができる。

(校長の責務)

第6条の1 校長は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

(1) 委員の意見を参考としつつ、学校運営を行う。

(2) 学校運営連絡協議会の運営は、校長の責任と権限において行う。

(3) 学校運営方針や経営の実施状況等についての説明責任を果たす。

(委員の責務)

第6条の2 委員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

(1) 地域の特色を生かした教育が推進できるよう協力する。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条の1 学校には副校長、教員等で構成する事務局を設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、校長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 学校支援コンシェルジュ

① 設置目的

中学校ブロックを単位とした小・中学校の協力者として、地域を基盤とした教育支援活動等の総合的な調整役を担うもの。

② 事業開始年度

平成25年度

③ 構成

6 の中学校ブロックに設置

④ 設置根拠

稲城市地域と共にある学校推進事業（稲城市地域学校協働本部事業）実施要項

⑤ 報酬

なし。

統括コーディネーターとしての活動のみ時間単価2,200円

⑥ 内容

事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

情報交換及び協議を通じ、学校支援コンシェルジュと学校関係者との交流を深め、より一層充実した教育活動に向けた協力のための関係を構築する。

(事例)

- ・キャリア教育の講師（市議会議員、トリマー、起業家）を紹介した。
- ・自治会の行事の参加に対し、自治会と学校の間に入り依頼・募集を調整した。

○令和2年度 稲城市地域と共にある学校推進事業（稲城市地域学校協働本部事業） 実施要項（令和2年4月1日稲城市教育委員会指導課）

第1 趣旨

未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子供たちを育む体制作りを目指す必要がある。

本事業は、そのために、学校、家庭、地域が有機的に連携協力し、中学校ブロックを単位とした小・中学校の協力者として、地域を基盤とした教育支援活動等の総合的な調整役を担う者（以下「学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）」という。）を中心に、授業等における学習補助や教員の業務補助、子供の安全確保のための見守り、教育環境の整備等に取り組み、学校を支援するさまざまな教育支援活動を行うものである。

また、これらの取り組みを通じて、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ると共に、学校を支える地域社会全体の教育力の向上や活性化を目指す。

第2 事業名称

稲城市地域と共にある学校推進事業（稲城市地域学校協働本部事業）

第3 実施主体

稲城市教育委員会及び稲城市立小・中学校（中学校区を単位とする。）

第4 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

第5 事業の内容

1 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）の配置

- (1) 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら、活動を行う。学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）は、各中学校ブロックを基盤として、地域の様々な関係者と良好な関係を保ちつつ、学校の教育活動の充実に必要な地域、社会の教育資源と学校との橋渡しや連絡・調整を行う。
- (2) 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）は、上記の活動を円滑にするため、学校と定期的な情報交換を行うとともに、学校と協議の上、学校の教育活動に対する地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。
- (3) 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）は、校長の推薦により、教育長が委嘱する。
- (4) 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。
- (5) 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）の任期は1年とし、2回（3年）まで更新できる。ただし、校長が特に必要があると認めて稲城市教育委員会の承認を得たときは、2回（3年）を超えて更新できるものとする。
- (6) 各中学校ブロックは、交付金の執行及び連絡・調整のための幹事校を定める。
- (7) 各中学校ブロックは、事業運営上必要な事項につき、稲城市教育委員会と協議の上、内規を定めることができる。

2 教育支援活動の実施・運営

本事業における教育支援活動は、次に掲げるものとする。

- (1) ESD（持続発展教育）の推進
- (2) 授業の補助
- (3) 部活動の指導
- (4) 図書の整理や読み聞かせ
- (5) 花壇や樹木の整備等の校内の環境整備
- (6) 登下校時における子供の安全確保に係る活動
- (7) 学校行事の運営支援
- (8) その他、子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

3 地域と共にある学校推進事業運営委員会への参加

- (1) 稲城市教育委員会が設置する地域と共にある学校推進事業運営委員会において、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する。
- (2) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。
- (3) 運営委員
 - ① 学校支援コンシェルジュ（地域学校協働活動推進員）
 - ② 小・中学校長
 - ③ 稲城市教育センター研究主事
 - ④ 稲城市教育委員会指導課（事務局）

⑤ その他稲城市教育委員会が必要と認める者

第6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする小・中学校は東京都教育委員会及び稲城市教育委員会の求める事業計画書及び実施状況等に関する調査等を指定する期日までに提出する。

第7 費用

稲城市教育委員会は、東京都教育委員会が規定する要件を満たす事業に対して、予算の範囲内で負担するものとする。

1 負担の内容

- (1) 旅費（運営委員会及び各種研修会等への参加に要する交通費等）
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費（文書の発送等に要する郵券等）
- (4) 消耗品費
- (5) 諸謝金（東京都統括コーディネーターとしての活動に限る）

費用は、令和2年度東京都地域学校協働活動推進事業費補助金をもって充てるものとし、諸謝金における時間単価は2,200円とする。

各中学校ブロックの予算額は、稲城市教育委員会が各ブロックの小・中学校長に別途通知する。

2 活動日誌、会計簿等、費用の会計に関する文書の保存期間は5年間とする。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から適用する。

(3) 地域教育懇談会

① 設置目的

稲城の子どもの心身共に健全な成長を期するという理念に基づき、健全育成のための情報の共有化、アクションの共有化等の具体的な実効のある活動を目指し、より一層の地域社会に根ざした教育力の充実に努めるもの。

② 事業開始年度

昭和60年

③ 構成

6つの中学校ブロックに設置

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校PTA、幼稚園・保育所の保護者会、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更正保護女性会関係者、PTA連合会OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者等で構成

④ 設置根拠

稲城市地域教育懇談会実施要項

⑤ 報酬

なし。

⑥ 内容

中学校ブロックごとに、構成員の代表者が参集する会合を実施し、健全育成に関する情報共有や情報交換、協議等を行う。

ブロック連絡会を年4回実施し、ブロックごとに取組の進捗状況や情報の共有をおこない、内1回は全体会として、ブロックごとの取組を発表し、広く周知している。

○令和2年度 稲城市地域教育懇談会実施要項（令和2年6月10日稲城市教育委員会指導課）

1 稲城市地域教育懇談会の発足の趣旨

（昭和60年10月19日市教懇座長「新しい市教懇談について」より）

稲城市の大地に大きく根を張り、稲城の子供の心身共に健全な成長を期するという発足当初からの理念に迫るためには、もっと地域に根ざした幅広い具体的な実効のある活動に高めることが大切である。いわゆる施設長だけの懇談から、地域社会に根ざした教育力の再生をまとめ、家庭、学校（園）、地域三者の連携協力機関としての懇談会を目指して、飛躍的發展を図りたい。このためには、現行の組織の運営を抜本的に改めるなどの施策が必要であるが発足に当たっては、各位の合意と特に情熱的な取り組みによる全力投球がなされるよう心より念願し期待するものである。

2 目的

稲城の子供の心身共に健全な成長を期するという理念に基づき、健全育成のための情報の共有化、アクションの共有化等の具体的な実効のある活動を目指し、より一層の地域社会に根ざした教育力の充実を図るために、家庭、園、学校、地域四者の連携協力機関としての懇談会を実施する。

3 組織

稲城市立中学校のブロックごとに懇談会を組織する。

4 会員構成

<学校・園>

学校（校長等）

幼稚園、保育園、子ども園（園長等）

<家庭>

小学校、中学校のPTA等（会長等）

幼稚園、保育園の保護者会等（会長等）

<地 域>

社会教育機関【公民館】（関係者等）

児童館関係者

自治会関係者

青少年育成地区委員会関係者

社会教育委員

児童委員（民生委員）

保護司、更生保護女性会関係者

市P連OB会、警察（駐在）、保健所関係者等

青少年委員

学校支援コンシェルジュ

<行政>

福祉部児童青少年課

教育部生涯学習課

教育部指導課

5 各ブロックにおける役員・世話人等

本会の役員、世話人等は、地域ブロックごとに運営しやすいよう必要に応じて選出する。

6 各ブロックにおける定例会

ブロックごとの地域教育懇談会の会合は、原則年3回以上とする。

7 ブロック連絡会における運営委員

ブロック連絡会の運営委員は、各3名以上（家庭、園、学校、地域から）とし、全市的立場から連絡・調整に当たるようにする。

8 ブロック連絡会・全体会

(1) ブロック連絡会は、定例を4回としているが、本年度については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、第1回を中止とし、3回とする。また、全体会は参集せずに紙面発表とする。（※ 本年度は第31回）

(2) 市教育委員会と密接な連携を図り、広く教育行政上の問題解決に資するようにする。

(3) 年間計画

※会場等は、後日通知いたします。

4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の必要性について

稲城市においては、上述のとおり、コミュニティ・スクールに類似する制度が以前より実施されており、現在の制度により法的根拠はないものの、地域とともに積極的に学校運営を行ってきました。

国においては、平成29年4月の改正法施行により、令和4年3月までに学校運営協議会のあり方を検討することとし、学校運営協議会の設置努力義務化を進めております。また、国の補助金（※）支出要件に、令和2年度からコミュニティ・スクールの導入又は導入に向けた計画があることを追加する等、コミュニティ・スクール導入の動きを加速化しており、今後の各教育委員会におけるコミュニティ・スクールの設置状況により、補助金の支出が停止することも考えられます。

※ 地域学校協働活動補助金（国1／3・都1／3） 学校支援コンシェルジュに係る費用として、平成31年度実績で253,000円を歳入
東京都放課後子供教室推進事業費補助金（国1／3・都1／3） 放課後子ども教室事業実施に係る費用として、平成31年度実績で28,306,000円を歳入

市としましては、法律に基づくコミュニティ・スクールを整備することにより、地域一体となり、稲城市の学校をこれまで以上に特色ある運営を図るとともに、各事業実施のための補助金を確保し、安定した事業実施を行ってまいりたいと考えております。

5 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の方向性について

(1) 導入に向けた課題

コミュニティ・スクール導入に向けて、現時点では以下の事項について課題があり、整理が必要な状況です。

- ① 既存の組織等との役割分担等の整理及び調整
- ② 学校運営協議会委員報酬の予算化
- ③ 学校運営協議会が有する学校職員の人事に関する意見具申の内容

(2) 導入の基本指針（案）

コミュニティ・スクール導入に向けた課題整理を行い、以下の基本指針により、要件が整う学校から順次コミュニティ・スクールを導入してまいります。

現在の学校運営連絡協議会を軸に、法的根拠を持った学校運営協議会の制度設計をする。

(3) 導入予定（案）

令和3年4月～5月	各先例市の状況把握
令和3年6月～9月	学校運営連絡協議会の役割調整（校長会等） 例規制定準備
令和3年10月	学校運営連絡協議会の役割決定 教育委員会決定
令和3年11月	市議会福祉文教委員会報告
令和3年12月	教育委員会 条例（※）一部改正依頼議案上程 ※稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
令和4年1月～3月	学校最終調整 学校運営協議会委員人選
令和4年3月	市議会 条例（※）一部改正議案上程 ※稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 教育委員会 規則議案上程
令和4年4月	コミュニティ・スクール設置（順次）